

若林農水大臣 殿

要 請

日本科学者会議は科学・技術を総合的に発展させ、その成果を平和、国民福祉向上、環境保全のために活用することを目的とした科学者の団体として、諫早湾干拓と有明海異変に重大な関心を寄せてきました。その立場から、国は 6 月 27 日の佐賀地方裁判所判決に従い、諫早湾潮受け堤防の水門を速やかに開門するとともに、適切な調査を実施するよう要請します。

佐賀地裁判決は、潮受け堤防水門の閉切りが諫早湾と有明海の漁業被害を引き起こしている可能性がある以上その立証責任が事業者たる国にあり、第三者委員会が提案した開門調査を国が拒んでいることは立証妨害であると断じ、国に対し 3 年以内に 5 年間の開門調査を行うことを命じました。この判決は科学者からみて至極当然な判決であり、国はこの判決に従うべきです。

有明海の多くの漁民が漁業被害による生活苦にあえぐなか、自殺者も発生しており、事態は急を要します。また、貴重な有明海生態系と漁業資源を本格的に復活させる必要があり、科学的にみて開門がそれに結びつく可能性は高いと判断されます。国は、水門全開に伴う速い潮流と底泥の巻き上がりによる堤防基盤崩壊や広範囲に及ぶ濁りの発生など不測の災害が発生する可能性があるとして、開門を拒否しています。しかし、このことは安全を確認しながら徐々に開門すれば済む問題であり、開門それ自体を拒否する理由にはなりません。したがって、国は直ちに開門を実施すべきです。

なお、判決が命じる 5 年間の開門調査は、適切に実施すれば、沿岸海域に加えられる様々な変更が潮流や干潟・浅海域生態系に与える影響を解明するために必要なきわめて貴重なデータを豊富に提供することができます。国はそのような適切な調査を実施すべきです。

2008年7月1日

日本科学者会議事務局長 松川康夫
同 長崎支部事務局長 井口 均
同 佐賀支部事務局長 白武義治
同 熊本支部事務局長 鳥飼香代子
同 福岡支部事務局長 三好永作